

地域子ども・子育て支援事業(13事業)

子ども・子育て支援法における事業名	実施状況	東村山市における事業名	事業概要	担当課
① 利用者支援に関する事業	新規	なし	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行う事業	
② 時間外保育事業	○	延長保育(事業)	11時間の開所時間を超過して保育を行う事業(19施設) 第六保育園以外 18:00～19:00まで保育を延長 第六保育園 18:00～20:00まで保育を延長	子ども育成課
③ (実費徴収に係る補足給付を行う事業)	新規	なし	認定世帯へ教育・保育に必要な費用を助成する事業 (国において検討中)	
④ (多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業)	新規	なし	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業 (国において検討中)	
⑤ 放課後児童健全育成事業	○	児童クラブ事業	保護者の適切な監護に欠ける小学校1年生から3年生までの児童に対して放課後における危険防止と健全育成を行う事業	児童課
⑥ 子育て短期支援事業	○	子どもショートステイ事業	疾病、出産等による入院、冠婚葬祭、災害又は事故、精神的又は身体的な理由等で休息をとる必要があり、子どもを一時的に養育できない場合に、児童養護施設で子どもを預かる事業 (2歳以上13歳未満の子を対象とし、1回につき7日以内の利用期限とする)	子育て支援課
⑦ 乳幼児家庭全戸訪問事業	○	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	保健師または助産師が、4か月未満の乳児のいる家庭へ訪問し、乳児の発育・母親の健康状態の把握をし、適切な指導や助言、情報提供を行うことで、育児不安を解消し孤立化を防ぐことを目的としている事業(母子保健法による新生児訪問と合わせて全戸訪問としている。)	子育て支援課
⑧ 養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に示す事業	○	養育支援訪問事業中核機関(子ども家庭支援センター) 育児支援ヘルパー事業 要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援センターは、養育支援訪問事業中核機関であると同時に、養育支援訪問事業のうちの専門的相談支援を行っている。 母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の方や、出産の日の翌日から3か月以内(多胎出産の場合は1年以内)の方、育児ストレス等により日常生活を営むうえで支障があり、家事援助等を要する方を対象とし、食事の準備及び後片付け、買い物、洗濯及び補修、掃除等を行い日常生活の支援を行う事業。 子ども家庭支援センターを調整機関とする要保護児童対策地域協議会を設置。実務者会議での進行管理や個別ケース検討会議での支援計画作成等を行っている。更に、調整機関や関係機関等の専門性強化及び連携強化を図っている。	子育て支援課
⑨ 地域子育て支援拠点事業	○	ひろば事業 ・ほんちよう子育てひろば ・みすみ子育てひろば ・のぐちちよう子育てひろば ・ほほえみ子育てひろば ・子育て総合支援センター 「ころころの森」	未就学児の子どもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する事業	子ども総務課
⑩ 一時預かり事業	○	子育て預かりサポート事業	1歳から3歳11カ月の子どもを対象として、理由を問わずに一時預かりができる子育て預かりサポート事業として、東村山市が補助を行い運営している事業	子ども総務課
	○	一時保育(事業)	生後3か月から小学校就学前の子どもを対象として、保護者の傷病、出産、介護、就労などや育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの理由で、家庭での保育が困難になった子どもを、保育所で一時的に預かる事業	子ども育成課
⑪ 病児保育事業	○	病児・病後児保育(事業)	生後6か月から小学校3年生の子どもを対象として、病気やけが、その回復期にある子どもを、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	子ども育成課
⑫ 子育て援助活動支援事業	○	ファミリー・サポート・センター(事業)	地域において育児の援助をしたい方(センターの講習を受講した方)と育児の援助をしてほしい方(概ね生後2か月～小学校6年生までの子どもの保護者)が、会員となって地域の中で子育てを支援する事業	子ども総務課
⑬ 妊婦に対して健康診査を実施する事業	○	妊婦健康診査	妊婦に対し、母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票(14枚)を交付する。東京都内の指定病院において指定検査項目(都内共通)を無料で受けられる事業	子育て支援課